

まずは法律



特別市になるには、法律を作ることが必要です。



特別市はまだ法律がないため、まずは国会で法律を作り、次に市民の皆さんの意見を聞きながら特別市になるかどうかを決める必要があります。

Point!

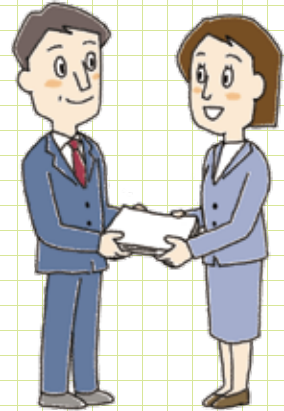
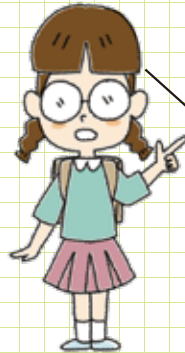
川崎市も含め、**全国20の政令指定都市**※と一緒に、法律を作るために国や国会議員、経済界へ働きかけています。

※政令指定都市=人口50万人以上で、国から指定された都市

【川崎市が行っていること】



国、国会議員、
経済界への働きかけ



川崎市 総務企画局都市政策部 地方分権・特別市推進担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 ☎044-200-0386 ☎044-200-3798

✉ 17tihobu@city.kawasaki.jp

川崎市ホームページ「特別市制度について」

